

令和7年度 八王子市立第五小学校 体罰防止基本方針

1 体罰問題に対する基本方針

体罰は、違法行為であるだけでなく、児童の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。本校では、ストップ体罰「チーム五小で見守ろう」を合い言葉に、以下の取組を行う。

2 禁止行為

〔体罰の禁止〕

児童に対する懲戒のうち、児童の身体に直接的に肉体的苦痛を与える行為（強くたたく、殴る、蹴る、投げる等）間接的に肉体的苦痛を与える（長時間にわたる正座・起立等）は体罰であることを認識し、こうした行為は行わない。

〔不適切な指導・行き過ぎた指導の禁止〕

児童の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使（手をはたく、おでこを弾く、尻を軽くたたく等）は、不適切な指導・行き過ぎた指導である、こうした行為は行わない。

〔暴言の禁止〕

教員が児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動（罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等）は、暴言に当たるため、こうした行為は行わない。

3 体罰等の未然防止

〔教員の取組〕

- ① アンガーマネジメント等の内容を取り入れた教員研修を通して、体罰の未然防止に向けた教員の意識を高めていく。
- ② 教員自身が毎月12の点検項目をチェックし、行動を振り返る「体罰防止セルフチェック」を継続して実施する。
- ③ 7・8・9・12月の服務事故防止月間に向けた校内研修や、校長による全教員対象の面談を実施する。
- ④ 生活指導部を中心として、体罰防止の手立てを作成するとともに、標語を作成し、職員室に掲示する。

〔児童への指導〕

- ① 児童へ対応する場面では、感情の高まりにまかせることなく、落ち着いた言葉による指導をする。
- ② 児童には、何についてなぜ指導するのかを説明し、児童自らが非を認識し、指導を聞き入れ、反省する態度を示すことができるような指導を行う。

- ③ 児童の問題行動が発生したときには、行動のみに着目せず、その行動が発生した状況を分析し、その行動に至った児童の心情に配慮しながら指導を行う。
- ④ 児童の行動の問題について、保護者と連携できる関係を構築するため、日頃から保護者と情報交換を行う。

〔校内体制の構築〕

- ① 体罰はどの学校でも起こり得るという認識の下、組織的な指導体制を構築する。
- ② 教員等の指導力向上のため、管理職が日頃から面談等を活用して指導・助言を行う。
- ③ 教員等が互いに声を掛け合い、相談したり助言し合ったりする。
- ④ 体罰等の防止に向けた校内研修を実施する。

4 体罰等が発生した際の対応

(1) 複数からの聞き取りによって事実は何かを判断する。

- ① 聞き取りは、校長・副校長等が同席し、当事者だけでなく関係したすべての者から聴取する。
- ② 児童からの聞き取りは慎重に行い、担任や養護教諭等、児童が信頼をもって安心して話せる者が同席する。
- ③ 事故者と被害者の意見がくいちがっている場合は、関係者も含め具体的に状況を聞き取り、事実を確定していく。

(2) 何が起こったのか具体的に聞き取る。(第三者がその状況を理解できるようにする。)

- ① 事故者と被害者の位置関係を図に書く。
- ② 実際に体を動かし、その場を再現して、状況を捉える。
- ③ 現場で確認する。
- ④ 事実行為となる場面を詳しく聞き取る。(いつ、だれが、何を使って、どこを、どのようにしたか。何を、どのように言ったのか。)
- ⑤ それぞれの証言が事実であることを特定できるものを見付ける。
- ⑥ けがや被害状況の有無を確認し、けががあった場合は、状況が分かるように記録を残すとともに、医師の治療を受けたかどうかを確認する。

(3) 時系列で記録を詳しく残す。

- ① 事故者に伝えたこと、事故者が言ったこと等、事実を詳しく残す。
- ② 「強く」「厳しく」「少しだけ」等の情緒的な言葉での表現を避け、行為が具体的に分かるように記録する。

(4) 教育委員会との対応を適切に行う。

- ① 体罰等の事実を確認したら、教育委員会に報告する。
- ② 事故者と被害児童の供述に食い違いがなくなり、服務事故と認定できる事実が確認されたら、早急に報告書をまとめ、教育委員会に提出する。